

法 指 第 1 2 1 9 号
平成 24 年 10 月 1 日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

大阪府の職員基本条例に基づく財政的援助法人への再就職禁止について

日頃から、本府福祉行政の推進にご支援・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では職員の再就職に関して、府民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、府政に対する信頼を確保することを目的に、「職員基本条例（第十章退職管理）」及び「職員の退職管理に関する条例」を平成 24 年 10 月 1 日付で制定し、長期間在職した職員が府の指定出資法人等に再就職することや他の職員の再就職あっせんに関与すること等を原則禁止し、再就職等の適正な管理に取り組んでいます。

平成 24 年 10 月 1 日以降は、再就職の見返りに財政的援助を行っているとは府民の誤解を招くことのないよう、大阪府が交付する負担金、補助金又は交付金の総額が 300 万円以上の法人への府職員の再就職は原則禁止となりました。

つきましては、府職員の採用を検討している法人のみなさまにおかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

【参考】

大阪府法人指導課のホームページに大阪府における職員基本条例に基づく再就職禁止の概要を掲載しています。

(事業一覧ページ⇒様式資料の社会福祉法人に関する各種手続き案内⇒社会福祉法人等への通知文書)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/index.html>

大阪府福祉部地域福祉推進室 法人指導課指導・監査グループ 直 通 06-6944-6660 F A X 06-6944-1982
